

金融庁
財務省
経済産業省
告示第 号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の特例を次のように定める。

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

財務大臣 中川 昭一

経済産業大臣 二階 俊博

1 平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項に規定する基準は、次項の規定による読替え後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年^{金融}財務^庁省告示第二号。次項において「商工組合中央金庫告示」という。）による基準（以下この項において「新基準」という。）とすることができる。ただし、株式会社商工組合中央金庫が新基準を採用する場合には、これを継続しなければ

ばならない。

- 2 平成二十四年三月三十一日までの間、商工組合中央金庫告示第五条第一項中「その他有価証券評価差額金が負の値」を削除せよ。その他有価証券評価差額金（零リスク・ウایت債券（第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条の規定により零パーセントのリスク・ウایتが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値」を「同号に規定するその他有価証券評価差額金」を削除せよ。また「同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウایت債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」を「時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウایت債券を除く。）」及び「零リスク・ウایت債券を除く」を「第十条第一項中「規定するその他有価証券評価差額金」を削除」及び「零リスク・ウایت債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」を「第十条第一項中「規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウایت債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」及び「零リスク・ウایت債券を除く」を削除」及び「零リスク・ウایت債券を除く」を削除せよ。

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。